

# 北海道教育委員会 公報

令和6年(2024年)  
6月19日(水曜日)

第6318号

## 目次

### 教育委員会規則

- 学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1  
告示
- 令和6年度北海道学校給食功績者表彰について…………… 1

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第8号）

##### 1 趣旨

北海道札幌伏見支援学校の狭あい化対策に伴い、北海道札幌伏見支援学校及び北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校の通学区域を改めるとともに、幌加内町に居住する児童生徒の就学先を北海道美唄養護学校から北海道鷹栖養護学校へ改めるため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

- 北海道美唄養護学校の通学区域から幌加内町を削ることとした（別表第3関係）。
- 北海道札幌伏見支援学校の通学区域を、札幌市の区域のうち中央区に改めることとした（別表第3関係）。
- 北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校の通学区域を、札幌市の区域のうち豊平区及び南区に改めることとした（別表第3関係）。
- 北海道鷹栖養護学校の通学区域に幌加内町を加えることとした（別表第3関係）。

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、令和7年4月1日から施行することとした（附則関係）。

## 教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和6年6月19日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

### 北海道教育委員会規則第8号

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3 北海道美唄養護学校の項中「、沼田町及び幌加内町」を「及び沼田町」に改め、同表北海道札幌伏見支援学校の項中「、豊平区及び南区」を削り、同表北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校の項中「社会福祉法人北海道社会福祉事業団もなみ学園に入所している者及び北海道札幌伏見支援学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの」を「札幌市の区域のうち豊平区及び南区」に改め、同表北海道鷹栖養護学校の項中「中川町」の次に「、幌加内町」を加える。

#### 附則

この教育委員会規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第41号

次の者を、北海道学校給食功績者表彰要項（昭和56年4月3日教育長決定）の規定に基づき、令和6年度北海道学校給食功績者表彰被表彰者として、令和6年6月5日に決定した。

令和6年6月19日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

---

厚岸町学校給食センター調理師	磯島	ひとみ
北海道平取養護学校栄養教諭	江刺家	貴子
札幌市立東山小学校栄養教諭	小川	佳恵
網走市南地区共同調理場業務主査	海馬沢	まゆみ
北海道夕張高等養護学校栄養教諭	金田	潮実
留寿都村立留寿都小学校栄養教諭	酒井	さゆり
訓子府町学校給食センター調理員	出合	圭子
札幌市立星置中学校調理員	中川	道子
蘭越町学校給食センター調理員	村瀬	美由紀